

計画書

陸前高田都市計画土地区画整理事業の変更（陸前高田市決定）

陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名称	今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業					
面積	約112.4ha					
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長	別途都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・1号田の浜松峰線	22.0m	約710m	
			3・6・4号三本松相川線	11.5m	約1,520m	
	3・4・5号町森の前線		17.0m	約80m		
津波災害等に対する安全性と市街地の利便性を高めるため、内陸部への避難路にもなる三本松相川線や高田地区との連絡を図るための町森の前線を整備するとともに、市街地形成に資する道路や高台地域への避難道路を適切に配置し、健全かつ機能的な市街地の形成を図る。 また、区画道路を土地利用や街区構成等を考慮しつつ、適正に配置する。						
公園及び緑地	種別	名称			これについては、別途都市計画において定めるとおりとする。	
	広域公園	9・6・1高田松原津波復興祈念公園				
	公園及び緑地については、住民の憩いやレクリエーション、災害時の避難に資する空間として、周辺環境や景観に配慮し適宜配置する。					
宅地の整備	<p>1 土地利用について 被災者の速やかな生活再建のため、津波災害等の危険性のない高台地域に住宅を中心に宅地の整備を図る。併せて山側の低地部をかさ上げすることにより、安全かつ災害発生時の円滑な避難も可能な市街地を形成し、住宅や商業、業務、公益施設等の土地利用を図る。また、かさ上げを行わない低地部については、適切な土地利用計画の誘導を図る。</p> <p>2 街区の規模について 住宅地は被災した住宅等の規模も勘案するとともに、被災前の規模や立地需要等も考慮し、適切な街区規模を設定する。</p> <p>3 宅地の整備について 本事業においては、学校等の公益施設や宅地の整備を図る。</p>					

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、平成27年1月20日に都市計画の変更を行ったところであるが、その後、公共施設等の詳細設計を行い、事業の影響が及ばない区域を除外した結果、本案のとおり変更するものである。